



内閣感染症  
危機管理統括庁

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定のポイント

---

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定のポイント

- **政府行動計画とは、有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、 平時の備えの充実を図るもの**
- 有事に際しては、**政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針を作成し、対応を行う**

記載項目	現計画	新計画
策定/改定	2013年策定 ✓ 2017年に一部改定	約 <b>10年ぶり</b> 、初の <b>抜本改正</b> ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化 ✓ 内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置 ✓ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン ✓ 治療薬では抗インフルエンザウイルス薬に限った記載	新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載 ✓ 国際連携や情報収集、情報提供・共有等について記載	記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、 <b>準備期の取組を充実</b> ✓ 協定締結により医療提供体制（入院、発熱外来）や検査体制等（検査機関、宿泊療養）を整備 ✓ 個人防護具等の備蓄、ワクチン等の開発 ✓ 民間企業も含めた研究開発エコシステムの構築やDXの推進 ✓ 人材育成を含めた具体的な体制整備
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止 ⑤医療、⑥国民生活・国民経済	<b>13項目に拡充</b> ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクミ、⑤水際、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬国民生活・国民経済 ※新設項目に下線 ✓ 新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実 ✓ 約90ページ → 約230ページに拡充
横断的視点	—	<b>各分野横断的な取組として5つの視点を設定</b> ✓ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
複数の感染拡大への対応	— ✓ 比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 <b>対策の機動的切替え</b> ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し施策に活かす体制を構築
実効性確保	— ✓ おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップ <sup>°</sup> おおむね6年※ごとの改定を <b>明記</b> ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 ✓ 検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等の見える化 ※ 感染症法上の基本指針、医療法上の医療計画と同様

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定 各論のポイント①

- 改定にあたり、旧6項目から新13項目へと各論の項目を拡充
- **全ての項目**に関して、**新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等**を踏まえ、**記載を充実**

## 新規項目

記載項目	現計画	新計画
⑤水際	<p>一定の記載</p> <p>(4)予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫強化</li> <li>✓ 航空機等の運航制限の要請</li> <li>✓ 国内発生以降の水際対策</li> </ul>	<p><b>対応策を具体的にきめ細かく記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 病原体の性状等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、<b>水際対策を決定</b></li> <li>✓ 状況の進展に応じ、対策の縮小・中止等の見直しを実施</li> </ul>
⑦ワクチン	<p><b>新型インフルエンザのみを念頭</b></p> <p>(4)予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ プレパンドミックワクチンの備蓄、予防接種体制</li> </ul>	<p><b>新型インフルエンザ以外も念頭に記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平時からの研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組を記載</li> <li>✓ 準備期から国、都道府県、市町村、医療機関等が連携して<b>接種体制</b>の準備を進める</li> <li>✓ <b>予防接種事務のデジタル化</b>を始めとするDXの推進</li> </ul>
⑨治療薬・治療法	<p><b>新型インフルエンザのみを念頭</b></p> <p>(5)医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、使用</li> </ul>	<p><b>新型インフルエンザ以外も念頭に記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平時からの研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組を記載</li> </ul>
⑩検査	<p><b>ほぼ記載なし</b></p> <p>(5)医療</p>	<p><b>新たに記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 協定締結により、有事に必要となる<b>検査体制</b>を平時より整備</li> <li>✓ PCR検査や抗原定性検査等につき、研究開発、薬事承認、製造、供給等の一連の取組を記載</li> <li>✓ 各検査の特徴や国民生活・経済への影響も踏まえた検査方針を平時から整理し、有事に対応</li> </ul>
⑪保健	<p>一定の記載</p> <p>(5)医療</p>	<p><b>新たに記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 都道府県等が行う相談対応、検査、積極的疫学調査、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援等の業務について、平時からの保健所や地方衛生研究所等の体制整備を含めて記載</li> <li>✓ <b>保健所業務ひっ迫時の支援体制</b>、病原体の性状、感染状況に応じた<b>体制の見直し</b>について記載</li> </ul>
⑫物資	<p>一定の記載</p> <p>(6)国民生活・国民経済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 物資の備蓄、運送、売渡し要請</li> </ul>	<p><b>対応策を具体的にきめ細かく記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 準備期において、関係機関における必要な医療機器や個人防護具を<b>備蓄・配置し、備蓄・配置・需給状況を定期的に確認</b></li> <li>✓ 初動～対応期において、<b>流通調整</b>や<b>生産要請</b>を適切に実施し、必要な物資を確保</li> </ul>

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定 各論のポイント②

## 以前からあった項目

記載項目	現計画	新計画
①実施体制	(1)実施体制 一定の記載	<p><b>国による総合調整の強化</b>を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 内閣感染症危機管理統括庁、JIHSの設置</li> <li>✓ 国・都道府県による必要に応じた<b>総合調整</b>や指示を明記</li> <li>✓ 国からの財政上の措置や地方債の発行による<b>財源の確保</b></li> </ul>
②情報収集・分析 ③サーベイランス	(2)サーベイランス・情報収集 一定の記載	<p><b>項目を2つに分け、各々記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>DXを活用</b>した、迅速な<b>情報収集</b>による<b>施策への反映</b>について記載</li> <li>✓ 感染症に関するデータを体系的・包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報として提供する「<b>感染症インテリジェンス</b>」の概念を明確化して記載</li> <li>✓ 状況に応じた<b>サーベイランスの切替え</b>（全数把握から定点把握への移行等）を明記</li> </ul>
④情報提供・共有 リスクコミ	(3)情報提供・共有 一定の記載	<p><b>項目名に、リスクコミュニケーションを追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 可能な限り<b>双方向のコミュニケーション</b>に基づくリスクコミを行うことを記載</li> <li>✓ <b>偏見・差別、偽・誤情報への対応</b>を明記</li> </ul>
⑥まん延防止	(4)予防・まん延防止 一定の記載	<p><b>記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 準備期において、<b>対策実施時に考慮する指標やデータ等の検討</b>を行う旨を記載</li> <li>✓ 感染症の特徴に基づき、<b>具体的な感染拡大防止策</b>（外出自粛要請、休業要請等）を緩和を含め<b>機動的に適用</b>することを明記</li> <li>✓ <b>対策の効果と国民生活・社会経済活動への影響</b>を総合的に勘案し、必要に応じて、強度の高いまん延防止対策（まん延防止等重点措置・緊急事態措置等）の<b>実施の検討、実施地域・期間・業態等の判断</b>を行う旨を明記</li> </ul>
⑧医療	(5)医療 一定の記載	<p><b>記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平時における都道府県と医療機関との間の<b>協定締結</b>により、有事における<b>医療提供体制を整備</b>する旨を記載</li> <li>✓ <b>DXの推進</b>（医療機関等情報支援システム（G-MIS）による状況把握、電子カルテ情報の標準化等）を明記</li> </ul>
⑬国民生活・国民経済	(6)国民生活・国民経済 一定の記載	<p><b>記載を充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>国民の心身への影響に関する対応</b>（自殺、メンタルヘルス、孤独・孤立、高齢者のフレイル、こどもの発達・発育）や事業者に対する支援等を記載</li> </ul>